告示

○内閣府告示第二百三十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十五年十月十一日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地方公共団体の名称　茨城県及びつくば市
二　国際戦略総合特別区域の範囲　つくば市の全域並びに龍ケ崎市並びに茨城県東茨城郡大洗町、那珂郡東海村及び稲敷郡阿見町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二百三十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第四号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十五年十月十一日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地方公共団体の名称　東京都
二　国際戦略総合特別区域の範囲　東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二百三十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第五号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十五年十月十一日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地方公共団体の名称　神奈川県、横浜市及び川崎市
二　国際戦略総合特別区域の範囲　横浜市、川崎市及び藤沢市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二百三十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十月十一日付けで国際戦略総合特別区域を指定し、同条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を同日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地方公共団体の名称　岐阜県、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、各務原市及び可児市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、安八郡安八町、加茂郡坂祝町、加茂郡川辺町及び可児郡御嵩町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町及び海部郡飛島村、三重県、伊勢市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町並びに名古屋港管理組合
二　国際戦略総合特別区域の範囲　大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、各務原市及び可児市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、安八郡安八町、加茂郡坂祝町、加茂郡川辺町及び可児郡御嵩町、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町及び海部郡飛島村、伊勢市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二百三十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二十号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十五年十月十一日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地方公共団体の名称　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市
二　国際戦略総合特別区域の範囲　京都市、京田辺市及び木津川市並びに京都府相楽郡精華町並びに大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、茨木市、泉佐野市、和泉市、箕面市及び泉南市並びに大阪府三島郡島本町並びに泉南郡熊取町及び田尻町並びに神戸市及びたつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二百三十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百六十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十五年十月十一日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地方公共団体の名称　福岡県、北九州市及び福岡市
二　国際戦略総合特別区域の範囲　北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市及び糸島市並びに福岡県糟屋郡志免町、鞍手郡小竹町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、京都郡苅田町並びに築上郡上毛町及び築上町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○総務省告示第四百一号

登録証明機関の名称及び住所

一　登録証明機関の名称及び住所
株式会社認証技術支援センター
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

二　登録に係る事業の区分
電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

四　技術基準適合証明の業務の開始の日
平成二十五年十月十日

○総務省告示第四百二号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4及び注5の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

第一号の表に次のように加える。

株式会社認証技術支援センター	018

○総務省告示第四百三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の二の六第二項の規定に基づき、特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

変更年月日	変更後の認定を受けた者の名称	変更前の認定を受けた者の名称
平成二十五年十月一日	株式会社ＮＴＴドコモ	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ